

1. ボランティアを活用した移動支援の取組み（広島県広島市）

■支援費制度以前の移動支援ボランティア

広島市では、従来、「車いす等ガイドヘルパー派遣事業」「盲人ガイドヘルパー派遣事業」「知的障害者社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」を実施していた。

この担い手は、利用者から推薦を受けた登録ボランティアで、年数回の研修を受講することでその質を担保していた。登録ボランティアは、福祉に理解と熱意を有する者で、利用者とはペア登録で活動することから、利用者との円滑な人間関係のもとでニーズに柔軟に対応できるという利点があった。

■支援費制度導入後の移動支援ボランティア

平成15年4月の支援費制度における「移動介護」の導入に伴い、市は、これらのガイドヘルパー派遣事業を統合し、支援費制度に移行させることも含めて検討した。

しかし、利用者から、「従来の事業は、なじみのヘルパーを指名でき、時間等にも柔軟に対応してもらえるので使いやすい。継続してほしい」との声があったため、広島市社会福祉協議会に委託して市単独で「広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」を継続することとなった。

利用者負担の面から見ると、市単独のガイドヘルパー派遣事業はもともと利用者負担がない一方、支援費の移動介護の利用者負担は大半の利用者が低所得のため、ほとんど差はなかった。

■地域生活支援事業における事業の一本化

今般の障害者自立支援法の施行に伴い、支援費制度の「移動介護」と「広島市障害者（児）

社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」の二事業は、事業目的が重複していることから、効果的・効率的な運営を目指して、両事業とも地域生活支援事業の移動支援事業に位置づけた。

これに伴い、二事業の担い手や運営形態の大枠に変化はないが、ガイドヘルパー派遣事業の対象者は、移動支援にあわせて精神障害者（児）まで拡大された。

また、利用できる時間は、従来の車いす等・視覚障害ガイドヘルパー派遣事業の上限時間を引き継ぎ、二事業あわせて80時間/月と設定されている。これは、4時間の外出を月20回することを想定したものである。

ガイドヘルパー派遣事業は、従来と同様、社協に委託している。委託料は、年間のサービス利用見込み＋ヘルパーの交通費＋利用申し込みを受け付け管理する人件費（臨時職員等）＋ガイドヘルパー研修費用に基づき算定している。（18年度実績：7900万円/年）

■ガイドヘルパー派遣事業の課題

ガイドヘルパー派遣事業は、利用者とはペア登録したボランティアが柔軟に対応できる利点があるが、ヘルパーは有資格者ではない。

このため、年数回ガイドヘルパー向けの研修会を開催し、事業目的やヘルパーの役割を十分周知するとともに、実技講習も行って質の担保に努めている。

ガイドヘルパー派遣事業は「移動支援」に比べて単価が安い。このため、利用者のニーズに応じて専門性の高いビジネスとしての「移動支援」と、気心の知れたボランティアによるガイドヘルパー派遣事業を自由に使い分けることができれば、利用者にとっても財政負担する市にとってもメリットは大きい。

なお、当面、サービス提供は一つ一つで、複数

は想定していない。その理由は、単価設定がしにくいこと、複数利用者を対象に均等にサービス提供できるのか、複数でも対応できるケースかどうか見極めることができるのか、危惧があるためである。また、車両型については今後の検討課題としている。

図表 1 移動支援事業の概要

	移動支援事業	社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○全身性障害者（児） ○視覚障害者（児） ○知的障害者（児） ○精神障害者（児） ※ただし、重度訪問介護の対象者は原則、重度訪問介護を利用。	<ul style="list-style-type: none"> ○全身性障害者（児） ○視覚障害者（児） ○知的障害者（児） ○精神障害者（児）（精神保健福祉手帳 2, 3 級については、医師意見書により外出時の介護の必要性が認められた者）
サービス費用	<ul style="list-style-type: none"> ○1時間あたり 1500 円 ○行動上の困難を有する知的・精神障害者（児）については、1時間あたり 2800 円 	<ul style="list-style-type: none"> ○付き添い 1 時間あたり 700 円 ○付き添いに係る交通費 1 回あたり 2000 円限度（2000 円を超える部分は利用者が負担）
利用できる時間	月 80 時間が上限（2 事業あわせて）	
利用手続き	○受給者証の交付を受け事業者と契約。	○付き添いをお願いできるヘルパーを推薦（同居家族、3 親等内親族は不可。年 1 回社協の研修を受講）して、利用者・ヘルパーがペアで登録。
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護世帯、市民税非課税世帯：0 円 ○市民税所得割 4 万円未満：1 割負担（1 時間当たり 150 円又は 280 円）で、月額上限 1500 円 ○市民税所得割 4 万円以上：1 割負担（1 時間当たり 150 円又は 280 円）で、月額上限 18 年度 3100 円、19 年度 6200 円、20 年度 9300 円。 	○0 円
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所等公的機関、医療機関等への社会生活上必要な外出 ○社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出 ○通学・通所の支援については、障害児の保護者が入院した場合など一時的な場合に加え、障害児の保護者が就労する場合などについて、手続きをしたうえで利用可。 ×通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所等公的機関、医療機関等への社会生活上必要な外出 ○社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出 ×通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 ×通学等の通年かつ長期にわたる外出 ×社会通念上本制度を適用することが適当でない外出

